

工事の設計サポート（建設コンサルタント）登録制度に関する実施要領

中国地方整備局

1. 目的

この実施要領は、中国地方整備局（港湾空港関係除く）が発注する工事において、設計等の必要がある場合に、事前に登録された設計等のサポートを行う建設コンサルタントを活用する手続きについて定めたものである。なお、本実施要領に基づく設計等のサポート内容は、工事受注者との協議により、依頼を受けた建設コンサルタントが判断するものとする。

2. 登録制度の活用判断

工事受注者が本実施要領に基づくサポート登録制度を活用することは任意とする。なお、本実施要領の活用の有無に関わらず、設計等の協力を建設コンサルタント等に求める場合には、建設業法に基づいた下請契約を行うこと。

3. サポートの依頼

工事受注者が、サポート登録された建設コンサルタントを活用する場合には、中国地方整備局が公表する登録リストからサポート要件に該当する建設コンサルタントを選定し、直接依頼することができる。

依頼を受けた建設コンサルタントは、対応の可否を工事受注者に伝える。

4. 設計等のサポート内容

登録した建設コンサルタントごとに設定し、中国地方整備局がリストとして公表する。

1) 地域：各事務所の管理区域内

2) 分野：河川、道路、砂防、構造物（小規模なもの）

3) 設計等の内容

- ・簡易な設計を基本とし、重要構造物などの応力計算が必要な施設は対象としない。
- ・既存設計成果の統合・分割、地形相違に伴う軽微な設計変更等（図面修正、数量計算）
- ・現地条件が異なることによる土留め等の仮設計の修正（簡易な応力計算、図面修正）
（各分野の具体的事例）
 - ・河川；築堤・護岸の修正設計，付帯施設・小構造物設計，修繕設計
 - ・道路；軽微な修正設計，交差点設計，歩道設計，修繕設計
 - ・砂防；取付道路の修正設計，付帯施設・小規模構造物設計
 - ・構造物；軽微な修正設計，擁壁設計，補強土壁設計，プレキャスト構造物設計
（杭基礎を要しない構造物）
- ・その他（共通）；関係機関協議資料作成，その他類似設計

5. 費用の負担

工事受注者は、サポート企業と下請契約を締結し、適切な支払いを行うこと。

なお、発注者からの指示に基づく設計に必要な費用は、工事契約変更の対象とする。

6. 損害の発生

本実施要領に伴い損害が生じたときは、工事受注者とサポート企業間で解決するものとする。

7. 総合評価での加点

工事の設計サポート制度に登録した企業のうち、サポートの実績（過去2年間）を有する者に対し、中国地方整備局（港湾空港関係除く）が発注する業務（総合評価落札方式）の地域貢献度で加点（2点）する。

なお、評価にあたり、サポート実績が証明できる下請契約書などの提出資料を求める場合がある。

8. 有効期間

本実施要領の有効期間は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までとする。